

## 民生委員・児童委員ってどんな人？

◆**民生委員**は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「**児童委員**」を兼ねています。

◆**児童委員**は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「**主任児童委員**」の指名を受けています。

**民生委員・児童委員、主任児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。ご相談は守られますのでお気軽にご相談下さい。**

### 職務遂行上の義務（民生委員法第15条）

- 職務遂行に当たっては、個人の人格を尊重し、平等な取扱いを行うという規定があります。また民生委員・児童委員は民生委員法第14条において、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力することとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

### 地位を利用した政治的活動の禁止（民生委員法第16条）

- 職務上の地位を政治的に利用することは禁止されており、これに違反したものは解嘱されます。

### 指揮監督権（民生委員法第17条）

- 職務に関して、都道府県知事・指定都市長・中核市長の指揮監督を受けます。また、市町村長も、職務に関して指導を行うことができます。



厚生労働省

民生委員・児童委員、主任児童委員は

## 子育て・福祉に関する 相談相手です

- みなさんがかかえる問題について、みなさんの立場で、親身に相談にのります。
- 私たちのまちにどんな福祉制度や子育て支援サービスがあるか、紹介します。
- 必要なサービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」になります。
- 私たちは市区町村の民生委員推薦会によって選ばれ、厚生労働大臣から委嘱され、地域で活動しています。



どんな相談？

## ● 例えば・・・

- ・妊娠中の心配事
- ・子育ての不安
- ・しつけの悩み
- ・親子関係
- ・仲間づくり
- ・いじめ
- ・非行
- ・不登校
- ・虐待



誰かに話したい

民生委員・児童委員、主任児童委員にお気軽に連絡下さい。

ご相談の秘密は守られます。私たちに守秘義務があります。



あなたのお住まいの地域にも、民生委員・児童委員、主任児童委員がいます。担当の民生委員・児童委員、主任児童委員がご不明の場合には、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。